

春日市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号訪問事業（旧介護予防訪問介護相当事業）の報酬算定について

(令和2年2月13日現在)

1 基本報酬 【サービスコードA2】

(1) 基本的な考え方

- 対象者の認定にかかわらず、「計画上の利用の頻度」により区分した上で、「1月の利用回数」(※)により、請求するコードを決定する。
- 基本的には、「1月の利用回数」(※)により「回数制」で算定するが、一定回数に達した場合は、「月額包括報酬」で算定する。

(※) 当該月の最終的な利用回数(実績)

(2) 基本報酬の算定構造(概要)

計画上の利用の頻度	1月の利用回数(※)	コード	算定の単位	単位数
計画上の位置付けが 週1回程度	1～4回	2411(訪問型サービスⅣ)	1回につき	267
	5回以上	1111(訪問型サービスⅠ)	1月につき	1,172
計画上の位置付けが 週2回程度	1～4回	2411(訪問型サービスⅣ)	1回につき	267
	5～8回	2511(訪問型サービスⅤ)	1回につき	271
	9回以上	1211(訪問型サービスⅡ)	1月につき	2,342
計画上の位置付けが 週2回を超える程度	1～4回	2411(訪問型サービスⅣ)	1回につき	267
	5～8回	2511(訪問型サービスⅤ)	1回につき	271
	9～12回	2621(訪問型サービスⅥ)	1回につき	286
	13回以上	1321(訪問型サービスⅢ)	1月につき	3,715

(例1) 計画上の位置付けが週1回程度の利用者

- ・利用回数(実績)が3回の場合 ⇒ 801単位 = 267単位(コード2411) × 3回
- ・利用回数(実績)が5回の場合 ⇒ 1,172単位(コード1111)

(例2) 計画上の位置付けが週2回程度の利用者

- ・利用回数(実績)が4回の場合 ⇒ 1,068単位 = 267単位(コード2411) × 4回
- ・利用回数(実績)が7回の場合 ⇒ 1,897単位 = 271単位(コード2511) × 7回
- ・利用回数(実績)が9回の場合 ⇒ 2,342単位(コード1211)

(例3) 計画上の位置付けが週2回を超える程度の利用者

- ・利用回数(実績)が4回の場合 ⇒ 1,068単位 = 267単位(コード2411) × 4回
- ・利用回数(実績)が8回の場合 ⇒ 2,168単位 = 271単位(コード2511) × 8回
- ・利用回数(実績)が10回の場合 ⇒ 2,860単位 = 286単位(コード2621) × 10回
- ・利用回数(実績)が14回の場合 ⇒ 3,715単位(コード1321)

2 加算・減算

(1) 加算

名称		単位数等
初回加算		200
生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	100
	(Ⅱ)	200
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算
	(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算
	(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000加算
	(Ⅳ)	(Ⅲ) で算定した単位数の90%加算
	(Ⅴ)	(Ⅲ) で算定した単位数の80%加算
介護職員等特定処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算
	(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算
特別地域加算		所定単位数の15%加算
中山間地域等における 小規模事業所加算		所定単位数の10%加算
中山間地域等に居住する者への サービス提供加算		所定単位数の5%加算

(2) 同一事業所減算

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 基本報酬の単位数の90%を算定（10%減算）